

# ご自宅が火災に遭われた方へのご案内

火災で被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

火災によって、家具や家財が焼失してしまいますと、様々な手続きが必要になる一方で、被災された方に対しての支援等も用意されています。そうした手続きや支援策等をまとめていますので、ご活用ください。



松山市  
令和8年度

## ご自宅が火災に遭われた方へのご案内 目次

＜これからの手続きのために＞	ページ
1. り災証明書の申請・発行【消防局予防課】	1
＜火災後に受けられるサービス＞	
2. 災害見舞金・災害弔慰金【市民生活課】	2
3. 災害見舞金・災害死亡者弔慰金【社会福祉協議会 松山市共同募金】	3
4. 災害救助物資 災害死亡者弔慰金【社会福祉協議会 日本赤十字社松山地区】	4
5. 生活福祉資金貸付【社会福祉協議会 福祉・子育て相談窓口】	5
6. 災害援助金 (公立小・中学校の保護者) 教科書の再支給(市立小・中学生)【学校教育課】	6
7. 市営住宅の一時避難入居【住宅課】	7
＜料金の減免や証書類の再発行について＞	
8. 火災によるごみの処理手数料の減免【清掃施設課】	8
9. 所得税の確定申告・個人市県民税の減免【松山税務署】【市民税課】	9
10. 固定資産税の減免【資産税課】	10
11. 建築確認申請手数料等の減免【建築指導課】	11
12. 国民健康保険証の再発行【健康保険課】	12
13. 国民健康保険料の減免【健康保険課】	13
14. 国民年金手帳(基礎年金番号通知書)・ 年金証書の再交付【保険給付・年金課】	14

15. 国民年金保険料の免除（特例申請）【保険給付・年金課】	15
16. 後期高齢者医療保険の各証の再発行 後期高齢者医療保険料・一部負担金の減免【健康保険課】	16
17. 介護保険被保険者証・負担限度額認定証の再発行 介護保険料・利用者負担額の減免【介護保険課】	17
18. 保育料の減免【保育・幼稚園課】	18
19. 子ども医療費助成 ひとり親家庭医療助成の受給資格証の再発行【子育て支援課】	19
20. 印鑑登録（印鑑登録証や実印の再登録）【市民課】	20
21. マイナンバーカードの再交付【市民課】	21
22. パスポート（有効期間内）の紛失の届出【松山市パスポートセンター】	22
23. 市立図書館の貸出資料の弁償免除【中央図書館事務所】	23
＜これからの生活のために＞	
24. 各種相談のご案内【市民生活課・市民相談担当】	24
25. ライフライン事業所の連絡先	25

## 1 り災証明書の申請・発行

お問合せ先 松山市萱町六丁目 30-5 保健所・消防合同庁舎 5 階  
予防課火災調査担当 電話 926-9247

り災証明書は、火災で被害に遭われた市民の方に対し、被害にあったことを証明するものです。各種手続きをする際に必要となる場合があります。

1. 申請場所：保健所・消防合同庁舎 5 階・予防課のほか、

- ・各消防署
- ・松山市役所中島支所

※申請される場合は、事前に予防課までお問い合わせください。

2. 申請できる方

- (1) り災されたご本人
- (2) ご本人以外の方(※)

(※)ご本人以外の申請の場合には、委任状が必要です。なお、委任状の様式に指定はありません。

3. 必要な書類等

- (1) 申請者は、身分が証明できるもの（運転免許証等）をご持参ください。また、火災で身分を証明できるものが焼失した場合には、事前にご相談ください。
- (2) 発行料金は、無料です。

## 2 災害見舞金・災害弔慰金

お問合せ先 市役所本館 1階 市民生活課 電話 948-6814

ご自宅が火災に遭われた市民の方、又はそのご遺族に対し、災害見舞金又は災害弔慰金を支給します。消防局からの被害情報により、市民生活課から火災に遭われた方にご連絡し、支給しますので申請は不要です。

### 1. 支給対象者

災害発生当時、市内に住所がありご自宅が火災に遭われた世帯の世帯主又はそのご遺族

### 2. 災害見舞金・災害弔慰金の金額

- |                           |        |      |
|---------------------------|--------|------|
| ・住宅の全壊、全焼又は全損の場合          | 1世帯につき | 10万円 |
| ・住宅の大規模半壊・中規模半壊、半焼又は半損の場合 | 1世帯につき | 5万円  |
| ・住宅の半壊の場合                 | 1世帯につき | 2万円  |
| ・死亡の場合                    | 1人につき  | 10万円 |

### 3. 被害の判定

消防局の調査により決定します。

### 3 災害見舞金・災害死亡者弔慰金

お問合せ先 松山市社会福祉協議会  
松山市共同募金会

電話 941-7644

市内にお住まいの方が災害により、家屋が全焼された場合に災害見舞金、災害により死亡された方の遺族に対し死亡者弔慰金を支給します。松山市からの被害情報により、松山市社会福祉協議会からご連絡をいたします。

#### 1. 支給対象者

- ① この見舞金は、故意または重大な過失によらない人為をもって避けることのできない不慮の災害により、家屋の全焼、全壊、死亡、行方不明の被災者及び遺族に交付する。
- ② 家屋の全焼、全壊の判断は、家屋の完全喪失および生活の本拠としての機能喪失の場合も含めて判断するものとする。
- ③ 家屋の所有者と居住者が異なる場合は、そこに生活する居住者について判断する。
- ④ 生活の本拠とする主たる建物と別棟の付属建物がある場合、付属建物のみの焼失は、原則として対象としないものとする。ただし、それが日常生活を著しく困難にする場合は、この限りでない。

#### 2. 災害見舞金・災害死亡者弔慰金の金額

- ① 見舞金は、本人または遺族に交付する。
- ② 家屋の全焼、全壊は、世帯単位に、1件20,000円とする。
- ③ 火災、風災害、地震等の非常災害に伴う死亡、行方不明の場合、1件20,000円とする。(水害の場合も同様)
- ④ 家屋の全焼、全壊と死亡、行方不明は、それぞれ別件として数えるものとする。

## 4 災害救助物資・災害死亡者弔慰金

お問合せ先 松山市社会福祉協議会  
日本赤十字社松山市地区

電話 941-7644

### 1. 災害救助物資

火災により、長期間寝具等が使用不能である場合、並びに避難所等に避難を要する場合を対象とし、毛布や緊急セット等の救助物資を配布いたしますので、上記「お問合せ先」までご連絡ください。

#### (1) 支給対象者

##### ①毛布の配布

災害により、住家の全焼・全壊・流失した場合及び半焼・半壊・床上浸水であっても、長期間寝具等が使用不能であることが予想される場合並びに避難所等に避難を要する場合を対象とし、日本赤十字社が保有する範囲内において配布します。

##### ②緊急セットの配布

災害により、住家の全焼・全壊・流失・半焼・床上浸水した世帯及び避難をしようとする世帯を対象とし、日本赤十字社が保有する範囲内において配布します。

#### (2) 支給物品

##### ①毛布・・・被災者1人あたり1枚

##### ②緊急セット・1世帯あたり1個

内容物・・・タオル、ウエットティッシュ、ポケットティッシュ、軍手、ゴム手袋、ビニール袋、コップ、スプーン・フォーク、物干しロープ、洗濯バサミ、救急絆創膏、マスク、ガーゼ、弾力包帯、歯ブラシ、毛抜、風呂敷、携帯ラジオ、鉛筆、懐中電灯、天チャックポーチ、メモ用紙、ブックレット、挨拶状、バック（外袋）

### 2. 災害死亡者弔慰金

#### (1) 支給対象者

住家の自然災害及び火災に起因する損壊（床上浸水・床下浸水 含む）により死亡した場合、遺族に対し、日本赤十字社愛媛県支部の予算の範囲内において、1名につき贈呈いたします。

#### (2) 弔慰金の額

1名につき弔慰金2万円

## 5 生活福祉資金貸付

お問合せ先 松山市社会福祉協議会  
市役所別館 1階 福祉・子育て相談窓口

電話 941-4232

低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の生活を経済的に支え、安定した生活を送れるよう自立を支援する制度です。

### 1. 生活福祉資金

資金の種類	貸付限度額	貸付利子	連帯保証人
福祉費 災害臨時経費	150万円	連帯保証人有り：無利子 連帯保証人無し：年1.5%	原則1名
福祉費 住宅改築	250万円		

※災害臨時経費：被災した住宅の復旧及び家財の購入、田畑、倉庫等の復旧費用を対象とします。

※住宅改築：被災した住宅の復旧の場合は、原状回復費用を対象とします。

### 2. 借入にあたっての条件

- (1) 他の借入ができない状態であること（他制度優先の原則）
- (2) 低所得者世帯であること
- (3) 納税ができていること（国民健康保険含む）

### 3. 必要な書類等

り災証明書等、状況確認のための書類

### 4. 決定機関 愛媛県社会福祉協議会

## 6 災害援助金 (公立小・中学生の保護者) 教科書の再支給 (市立小・中学生)

お問合せ先 通われている小中学校

又は、市役所第4別館3階 学校教育課 電話 948-6590

※私立中学校に通われている方は、在学中の学校にお問合せ下さい

### 1. 災害援助金

公立小・中学校に在学中、ご自宅が火災に遭われ、学用品等を消失した児童生徒の保護者に、災害援助金を支給できる制度があります。ご希望の方は、児童生徒が通学している学校へお申し出ください。

#### (1) 支給対象者

火災等により学用品等を消失した児童生徒の保護者で、教育委員会が必要と認めたもの

#### (2) 災害援助金の額

小学生1人当たり 6,000円

中学生1人当たり 8,000円

#### (3) 申請方法

児童生徒が通学している学校へお申し出ください。

### 2. 教科書の再支給 (市立小・中学生)

松山市立小・中学校に在学中、ご自宅が火災に遭われ、教科書が損失した場合には、再支給が可能です。ご希望の方は、通学している学校へお申し出ください。

#### (1) 支給対象者

火災等により教科書が損失した児童生徒

#### (2) 申請方法

児童生徒が通学している学校へお申し出ください。

## 7 市営住宅の一時避難入居

お問合せ先 市役所本館7階 住宅課

電話 948-6498

ご自宅が火災に遭われ、住むところがなくなった市民の方に、市営住宅の空き部屋を一時的にお貸しします。

### 1. 対象者

- (1) 火災り災者（原則、り災証明書に「全焼」の記載のあるもの、「全焼」以外の場合は状況の聞き取りや現場確認を行ったうえで、使用許可の可否を決定します。）
- (2) 暴力団員でない方

### 2. 対象団地（※空き状況に応じてお貸しすることになります。）

団地名	市営 富久団地	市営 山西団地	市営 太山寺団地
所在地	松山市富久町 5 1 5 番地	松山市山西町 1 6 9 番地 2	松山市太山寺町 2 3 8 4 番地

### 3. 受付期間

随時

### 4. 許可内容等

- (1) 使用許可期間：原則6か月以内（最長1年以内）
- (2) 使用料（家賃）：免除
- (3) 敷金、保証人、請書：不要

### 5. 必要書類

- (1) り災証明書
- (2) 本人確認書類（運転免許証等）

### 6. その他

- (1) 駐車場の使用をご希望の場合は、空き状況に応じてお貸しできますので、お申し出ください。その場合の使用料についても免除します。（車検証をご持参ください。）
- (2) 共益費や自治会費等については、別途、自治会や管理人とご相談ください。

## 8 火災によるごみの処理手数料の減免

お問合せ先 市役所別館 4階 清掃施設課 電話 948-6902

火災に遭われた家庭から出る家財道具を市のごみ処理施設に直接持ち込む場合、処理手数料が減免される場合があります。

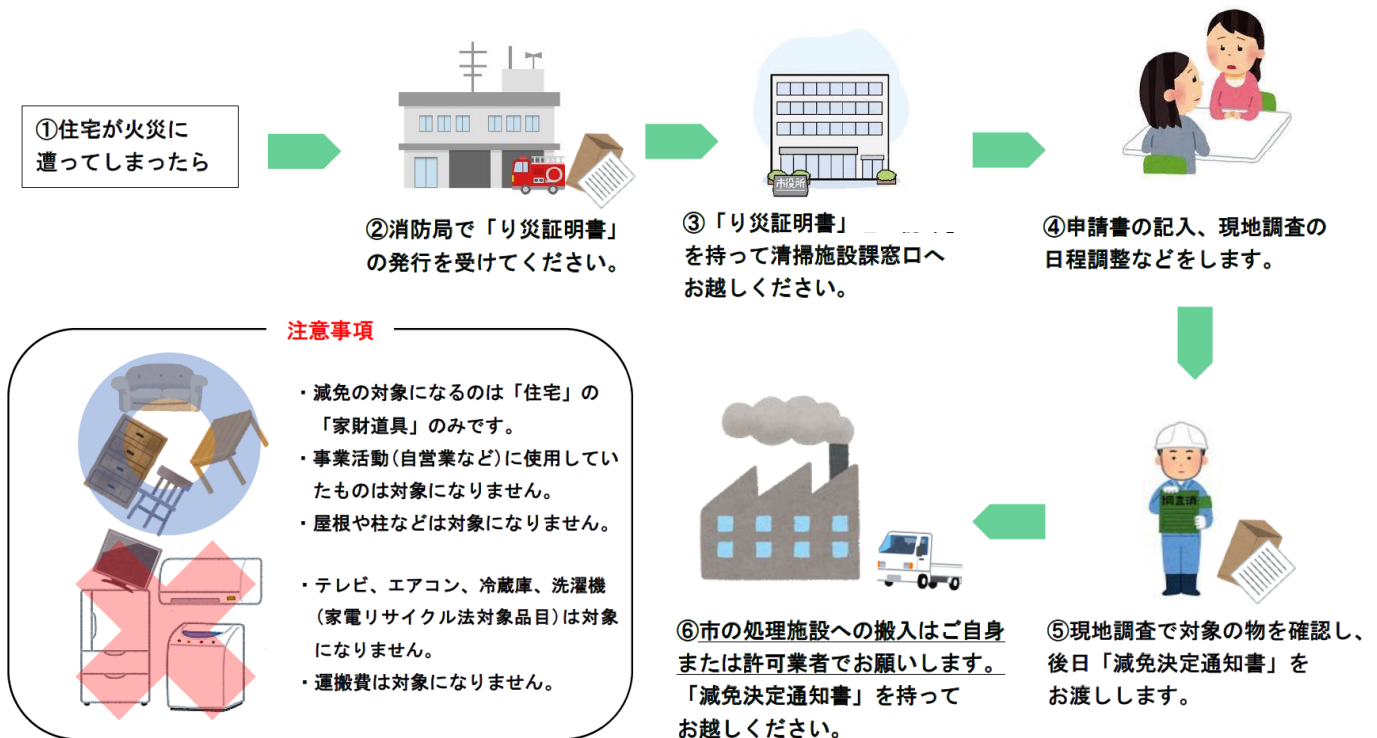
### 1. お手続き

事前に申請等の手続きが必要です。  
詳しくは清掃施設課にお問い合わせください。

### 2. 現地調査

減免の可否を確認するため、現地調査を実施します。  
立ち会い等にご協力をお願いします。

#### 火災により発生したごみの処理手数料減免申請の流れ



詳しくは 清掃施設課 松山市二番町四丁目7番地2 市役所別館4階  
電話 089-948-6902 までお問い合わせください

## 9 所得税の確定申告・個人市県民税の減免・森林

### 環境税の免除

お問合せ先 松山税務署

電話 941-9121

お問合せ先 市役所本館2階 市民税課

電話 948-6290

#### 1. 所得税の確定申告

火災により生活用資産等に損失が生じたときで、損失額と保険金によって補てんされる金額との差が総所得の10%を超える場合には、雑損控除として確定申告をすると一定の金額の所得控除を受けることができます。

確定申告をする場合は、り災証明書、損失額を証明する資料、源泉徴収票及び火災保険等により補てんされる金額が分かるもの等を用意してください。

詳しくは、松山税務署までお問い合わせください。

#### 2. 個人市県民税の減免・森林環境税の免除

火災により住宅及び家財に損失が生じた場合は、個人市県民税が減免されることがあります。また、森林環境税が免除されることがあります。

詳しくは、市民税課までお問い合わせください。

## 10 固定資産税の減免

お問合せ先 市役所本館2階 資産税課 電話 948-6319

固定資産税の課税対象になっている家屋や償却資産が火災に遭われた場合、被害の程度により、火災が発生した日以後に納期が到来する税額を減額または免除できる場合があります。

### 1. 申請者

納税義務者（所有者）もしくはその相続人となります。

### 2. 減免する割合の算出方法

り災証明書に記載された被害の程度と現地調査の結果により、減免する割合を決定します。減免は、40%～100%の範囲で行います。

### 3. 必要な書類等

り災証明書をご準備の上、お電話にてお問い合わせください。  
「固定資産税減免申請書」を郵送または、現地調査時にお渡しします。

## 11 建築確認申請手数料等の減免

お問合せ先 市役所本館9階 建築指導課 電話 948-6509

火災により、被害を受けた建築物等の建替えについて、建築確認申請手数料等が減免されることがあります。

なお、松山市が行う建築確認等に限りです。

### 1. 減免内容等

確認申請手数料、中間検査申請手数料、完了検査申請手数料を2分の1に減免します。

### 2. 必要な書類等

- ・ 確認申請手数料等減免申請書
- ・ 罹災証明書

詳しくは、建築指導課までお問合せください。

## 12 国民健康保険の各証の再発行

(資格確認書等・限度額適用・標準負担額減額認定証など)

お問合せ先 市役所別館3階 健康保険課 電話 948-6363

保険給付・年金課 電話 948-6361

火災により国民健康保険の上記各証を紛失した場合は再発行します。

### 1. 申請場所：市役所別館3階 健康保険課、保険給付・年金課のほか

- ・市民課・福祉届出コーナー
- ・支所（北条・中島を含む）
- ・出口出張所
- ・北条支所出張所（浅海・立岩・河野・粟井）

※市民サービスセンターでは手続きできません。

窓口で必要なものが確認できた場合は即日再交付が可能ですが、ご来庁・ご来所が難しい場合は、上記のお問合せ先までご連絡ください。

### 2. 手数料

無料

### 3. 必要な書類等

本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等。無  
いときは災証明書）

## 13 国民健康保険料の減免

お問合せ先 市役所別館3階 健康保険課 電話 948-6365

ご自宅が火災に遭われた国保加入者は、世帯主からの申請により国保料が減免されることがあります。

### 1. 減免対象者

居住している家屋が火災に遭われた国保加入者のいる世帯の世帯主

### 2. 減免割合

#### (1) 全焼又は全損

前年の総所得金額等が500万円以下	全部
前年の総所得金額等が500万円超過	所得割額の全部

#### (2) 半焼又は半損

前年の総所得金額等が130万円以下	全部
前年の総所得金額等が130万円超過	所得割額の全部

### 3. 必要な書類等

り災証明書

## 14 国民年金手帳（基礎年金番号通知書※）・年金証書の再交付

お問合せ先 市役所別館3階 保険給付・年金課 電話 948-6352

国民年金被保険者が火災により、国民年金手帳（基礎年金番号通知書※）・年金証書を紛失した場合は、再交付を受けることができます。

※令和4年4月から年金手帳は基礎年金番号通知書に変わりました。

### 1. 申請場所：市役所別館3階 保険給付・年金課のほか、

- ・支所（北条・中島を含む）
- ・出口出張所
- ・北条支所出張所（浅海・立岩・河野・栗井）
- ・松山東および西年金事務所

〒790-0952 松山市 朝生田町 1-1-23 松山東年金事務所

電話 089-946-2146 Fax 089-933-1319

〒790-8512 松山市 南江戸 3-4-8 松山西年金事務所

電話 089-925-5105 Fax 089-923-4619

※市民サービスセンターでは手続きできません。

### 2. 再交付について

- ・松山東および西年金事務所で手続きの場合は、即日交付します。
- ・市役所（出先を含む。）で手続きの場合は、後日、日本年金機構から送付します。

### 3. 必要な書類等

#### 【本人確認書類】

- ・顔写真付きの運転免許証・マイナンバーカード・学生証。パスポートなどの提示。
- ・保険資格確認書などの場合は、さらにもう一つ証明書（ご自身のキャッシュカードなど）の提示。

※本人確認書類が無いときは、り災証明書を確認します。

## 15 国民年金保険料の免除（特例申請）

お問合せ先 市役所別館3階 保険給付・年金課 電話 948-6352

国民年金被保険者が、火災により所有している住宅、家財その他の財産につき被害金額がその価格の概ね2分の1以上の損害を受けた時は、申請により国民年金保険料が免除になることがあります。

1. 申請場所：市役所別館3階 保険給付・年金課のほか、

- ・支所（北条・中島を含む）
- ・出口出張所
- ・北条支所出張所（浅海・立岩・河野・粟井）
- ・松山東および西年金事務所

〒790-0952 松山市 朝生田町 1-1-23 松山東年金事務所  
電話 089-946-2146 Fax 089-933-1319  
〒790-8512 松山市 南江戸 3-4-8 松山西年金事務所  
電話 089-925-5105 Fax 089-923-4619

※市民サービスセンターでは手続きできません。

2. 免除等の決定について

後日、日本年金機構が裁定し可否の通知をします（送付先については申請時に申し出てください）。

3. 必要な書類等

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書（学生以外の場合）
- ・国民年金保険料学生納付特例申請書（学生の場合）
- ・学生証のコピー又は在学証明書（学生の場合）
- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届
- ・委任状（本人以外が申請する場合）

## 16 後期高齢者医療保険の各証の再発行 (資格確認書・特定疾病療養受領証)

### 後期高齢者医療保険料・一部負担金の減免

お問合せ先 市役所別館 3階 健康保険課  
電話 各証の再発行・一部負担金の減免：948-6370  
保険料の減免：948-6406

#### 1. 後期高齢者医療保険の各証の再発行

火災等によって後期高齢者医療保険の各証（資格確認書・特定疾病療養受領証）が焼失してしまった場合は、再発行します。

##### (1) 手数料

無料

##### (2) 必要な書類等

本人確認書類

(マイナンバーカードまたは自動車運転免許証、資格確認書)

※本人確認書類がすべて焼失等した場合は、り災証明書を確認し、再発行します。

##### (3) 申請場所

松山市役所別館 3階 健康保険課、支所

#### 2. 後期高齢者医療保険料・一部負担金の減免

火災により住宅・家財等の財産に著しい損害があった場合や被保険者の属する世帯の世帯主が死亡した場合、心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことにより収入が著しく減少したときは、後期高齢者医療保険料や一部負担金（病院での窓口負担）が減免されることがあります。詳しくは、健康保険課にお問い合わせください。

## 17 介護保険被保険者証・負担限度額認定証の再発行 介護保険料・利用者負担額の減免

お問合せ先 市役所別館 2階 介護保険課  
電話 介護保険被保険者証 : 948-6919  
負担限度額認定証 : 948-6885  
介護保険料 : 948-6919  
利用者負担額 : 948-6885

### 1. 介護保険被保険者証・負担限度額認定証の再発行

火災等によって介護保険被保険者証・負担限度額認定証が焼失してしまった場合は、再発行します。

#### (1) 手数料

無料

#### (2) 必要な書類等

本人確認書類（マイナンバーカード・健康保険資格確認書等）

※本人確認書類がすべて焼失等した場合は、り災証明書を確認し、再発行します。

### 2. 介護保険料・利用者負担額の減免

火災により住宅・家財等の財産に著しい損害があった場合や、生計維持者の死亡により収入が著しく減少した場合は、介護保険料・利用者負担額が減免されることがあります。詳しくは、介護保険課にお問い合わせください。

## 18 保育料の減免

お問合せ先 市役所別館2階 保育・幼稚園課 電話 948-6882

火災により認可保育所に入所している児童の住居に著しい損害があった場合には、保育料が減免されることがあります。

該当の方は保育・幼稚園課までお問い合わせください。

### 1. 支給対象者

災害発生当時、市内の認可保育所に入所中の児童がいるご家庭

### 2. 保育料減免額

被害の状況や各ご家庭の保育料によります。

該当の方は上記のお問い合わせ先までご連絡ください。

### 3. 必要な書類等

- ・利用者負担額減免申請書
- ・り災証明書

## 19 子ども医療費助成・ひとり親家庭医療費助成 の受給資格証（受給者証）の再発行

お問合せ先 市役所別館2階 子育て支援課 電話 948-6888

子ども医療費助成・ひとり親家庭医療費助成の受給資格証（受給者証）が消失・破損等した場合は再発行します。

1. 申請場所：市役所別館2階・子育て支援課のほか、

- ・支所（北条・中島を含む）
- ・出口出張所

※市民サービスセンターでは手続きできません。

2. 手数料

- ・無料

3. 必要な書類等

- ・窓口に来る方の本人確認ができるもの  
（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等。無いときは、  
り災証明書）
- ・破損や汚損の場合は、現在持っている受給資格証（受給者証）



## 21 マイナンバーカードの再交付

### お問合せ先

- ①市役所 本館 1階 市民課 電話 948-6569
- ②マイナンバーカードセンター（いよてつ高島屋 南館 1階）電話 907-0810

- ・ マイナンバーカードを焼失し再交付を希望される場合は手続きが必要です。
- ・ 用意できる本人確認書類によって方法が2つあります。
- ・ り災証明書があれば手数料は無料です。

### 方法その1. 「特急発行」による再交付申請

- ・ 申請の際に本人確認書類が複数必要です。
- ・ 申請から受取まで1週間～10日程度かかります。
- ・ カードは簡易書留で届きます。
- ・ 詳しくは市民課（948-6569）または、  
マイナンバーカードセンター（907-0810）  
へお問い合わせください。
- ・ 松山市HP「マイナンバーカードの特急発行」



### 方法その2. 「通常」の再交付申請

- ・ 本人確認書類が無くても申請できます。
- ・ 申請から受取まで1か月程度かかります。
- ・ 窓口で受取手続の際に本人確認書類が必要です。
- ・ 詳しくは市民課（948-6569）または、  
マイナンバーカードセンター（907-0810）  
へお問い合わせください。
- ・ 松山市HP「マイナンバーカードの申請」



## 22 パスポート（有効期間内）の紛失の届出

お問合せ先 松山市パスポートセンター 電話 926-3330

有効期間中のパスポートを焼失された場合は、旅券法第17条第1項に基づき速やかに届け出る必要があります。（無料）

焼失したのち、新たにパスポートが必要な場合は、新規の申請をしていただくことになります。（有料）

手続きは、必ずご本人が行ってください。代理での届出はできません（名義人が乳幼児の場合でも、ご本人が窓口に来ないと紛失届の受理ができないのでご注意ください。また未成年者が紛失届を提出するには、法定代理人の同意が必要になります）。

### 必要な書類等

- ・ 紛失一般旅券等届出書（パスポートセンターにあります）
- ・ パスポート規格の写真（6ヶ月以内に撮影したもの）
- ・ 本人確認書類（運転免許証または保険証  
＋マイナンバーカードなど）
- ・ 被災証明書 1通

なお、新規の申請を紛失の届出と同時にされる場合は、戸籍謄本1通と、新規の申請用にパスポート規格の写真がもう1枚必要です。

## 23 市立図書館の貸出資料の弁償免除

お問合せ先 中央図書館事務所

電話 943-8008

火災により市立図書館の資料（図書、雑誌、音楽・映像資料）を焼失した場合、弁償が免除されることがあります。詳しくは中央図書館事務所にお問い合わせください。

### 必要な書類等

- ・ り災証明書
- ・ 図書館資料紛失汚破損届  
(図書館来館時に記入していただきます)

## 24 各種相談のご案内

お問合せ先 市役所本館 1 階 市民生活課 電話 948-6211

火災等に伴う保険金請求や損害賠償に関する相談など、以下の相談が受けられます。

詳しくは市民生活課にお問合せください。

### 1. 市民相談

日常生活で起こる様々な困りごとの問題解決の糸口として、各種相談窓口等を紹介します。

### 2. 弁護士相談（一人年 1 回・予約制）

法律的な相談を弁護士がお受けします。

### 3. 司法書士相談（一人年 1 回・予約制）

相続や登記等の手続きに関する相談を司法書士がお受けします。

## 25 ライフライン事業所の連絡先

### ○電気事業者

ご自分が契約されている電力会社へご連絡下さい。

### ○電話事業者

NTT西日本 お電話による問合せ（固定・携帯共に電話料無料）

固定電話 113

ひかり電話・携帯電話・PHS 0120-444-113

受付時間 24時間受付（音声ガイダンスによる録音受付）

※オペレーターが録音内容を確認後、順次電話またはSNS等でご対応いたします。

（一部時間帯においては、オペレーターが直接受付を行う場合があります。）

※緊急対応が必要な場合にはオペレーターがお受けいたしますので、音声ガイダンスに沿って対応ください。

※故障修理などの対応については、午前9時～午後5時とさせていただきます。

### ○ガス事業者

ご自分が契約されているガス供給業者へご連絡下さい。

### ○郵便局

お電話による問合せ

固定電話【0120-23-28-86】フリーコール

携帯電話【0570-046-666】電話料有料

受付時間 午前8時～午後9時

※お問い合わせ内容により受付時間が異なる場合があります。

最寄りの郵便局（転居される場合）の窓口で転居届を出しておくだけで、1年間、旧住所宛の郵便物等を新住所に無料で転送します。

なお、更新される際には、再度、転居届をお出しください。

#### ※郵便窓口にお越しの際にお持ちいただくもの

##### ・ご本人（提出者）の確認できるもの

ご本人（提出者）の運転免許証、各種健康保険証など

##### ・旧住所の記載内容の確認ができるもの

転居者の旧住所が確認できる運転免許証、パスポート、個人番号カード（全て有効期間内のもの）または住民票等、官公庁が発行した住所の記載があるもの